

偽りと憎悪の象徴物 少女像の展示を中止せよ！

1991年8月14日、韓国では「キム・ハクスン」という女性が日本軍慰安婦被害者を自認して以来、慰安婦問題は今日に至るまで「日本軍が朝鮮の幼い少女たちを強制的に連れて行き、性的暴行を日常的に行い、性奴隷生活を強要し、甚だしくは殺害したりもした」という正義記憶連帯(前挺対協)の主張がまるで定説であるかのように(人々の脳裏に)固まってしまいました。

さらに、2011年12月14日には正義記憶連帯が水曜デモ1,000回を記念して駐韓日本大使館の向かい側の歩道にいわゆる「平和の少女像」を設置しました。既に慰安婦少女像は国内に150体、海外に30体以上設置されました。そして、これと同じ形の少女像が「表現の自由」を口実に日本各地で展示されています。同じ形の銅像をこれほどたくさん立てて展示までするケースは、世界史上、北朝鮮の金日成、金正日の銅像と同じく類を見ることのできない奇怪なことなのです。

しかし、少女像は彫刻家の誤った歴史認識が投影された偽りと憎悪の象徴物であり、慰安婦詐欺劇の宣伝道具に過ぎません。彫刻家は「空いた椅子に刻まれた約束」という作家ノートの中で「日本による植民地時代朝鮮の娘盛りの少女たちと若い女性たちを騙したり強制的に戦場に連れて行って性奴隷にし、さらには殺害までするという無残な犯罪を躊躇なく犯した。」として慰安婦がすなわち戦争犯罪の被害者だと主張したのです。

1998年、ゲイ・マクドゥーガル国連人権委報告書では戦争犯罪について「強姦を含む性暴行行為が国際紛争が進行される間に敵軍や占領軍によって行われた時」と定義しました。したがって、国際紛争や武力衝突地域で敵対国の女性を拉致・強姦・殺害するなどの行為がまさに戦争犯罪なのです。

しかし、当時の朝鮮は日本の占領地ではなく、朝鮮女性は日本国民でした。また、慰安所は占領地の女性に対する戦争犯罪防止のために設置・運用された合法的売春空間であり、慰安婦は慰安所の主人と契約を結び営業許可を得て儲けた職業女性でした。これは、彼らが相手にしていた顧客のほとんどが日本人だったため、日本式芸名を各自の部屋の前にかけて営業したという事実だけを見ても、戦争犯罪の被害者でなかったことは、三尺の童子でも分かることです。

そして、作家は「日本軍の甘い言葉に騙されたり強制的に戦場に連れて行かれた10代前半の幼い少女」を作品として表現するために、11歳の自分の娘をモデルに13歳~15歳の少女のイメージでこの少女像を制作したと言いました。

しかし、日本軍の慰安婦になるためには、まず出国前に慰安所の主人と契約を結んだ後、管轄警

察署に直接出頭して身分証明書の発給を受けなければならない、現地に到着しても現地領事館警察署に親権者承諾書、戸籍謄本、印鑑証明書、営業許可願書、営業人調査書とともに写真 2 枚を提出して営業許可を得てこそ慰安婦として活動することができました。この時、戸籍謄本は親権者の他にも慰安婦の実際の年齢が確認でき、これを騙すことはできませんでした。問題は当時、日本軍慰安婦は法律上 17 歳以上でなければできなかったため、13～15 歳の少女はそもそも日本軍慰安婦として働くことは不可能だったのです。

以上で述べたように、国内外の数多くの少女像は、慰安婦に対する歪曲・捏造された情報をもとに制作・設置されています。今回、この「表現の不自由展」に展示された少女像も全く同様なことなのです。

表現の自由は当然尊重されなければなりません。しかし、嘘を土台にした表現まで尊重される資格はありません。何より、少女像は表向きには平和を掲げていますが、実状は平和ではなく対立と葛藤だけを引き起こしています。偽りで成し遂げられる平和はないからです。これに対し私たちは少女像制作者であるキム・ウンソン氏、キム・ソギョン氏に厳重に催促します。

「表現の不自由展」に出品された少女像の展示を即刻中断せよ。

以上

【 声明賛同団体 】(順不同)

愛国倶楽部

(愛知トリエンナーレの) 天皇陛下に向けるヘイト行為を許さない会

一般財団法人 日本安全保障フォーラム

一般社団法人 国際歴史論戦研究所

史実を世界に発信する会

朝鮮近現代史研究所

慰安婦の真実国民運動

なでしこアクション